のりもの回数券約款

令和８年５月１２日決定

（趣旨）

第１条　社会福祉法人こどもの国協会が発行する、のりもの回数券の販売、払い戻し及び使用に関しては、この約款による。

（販売）

第２条　のりもの回数券はじてんしゃのりば、ミニSL「たいよう号」、ボートのりば、園内バス「あかポッポ号」、トレジャーキングダムの各乗り場において販売する。

（効力）

第３条　のりもの回数券は １ 券片をもってのりもの券１００円分として使用することができる。

（通用期間）

第４条　のりもの回数券には有効期限を設けない。

（払いもどし）

第５条　販売したのりもの回数券は払いもどしをしない。ただし、次の各号に該当する場合は払いもどしを行う。

（１）　１券片の使用もないとき。

（２）　その他、社会福祉法人こどもの国協会が払いもどしの必要があると認めたとき。

（再発行）

第６条　のりもの回数券はいかなる場合も再発行しない。

（実施期間）

第７条　この約款は令和８年４月１日から実施する。